

## 障がいのある方やご家族の方へ

# 相談支援事業所にお気軽にご相談ください

相談支援事業所では、相談支援専門員や精神保健福祉士が障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

ひとりで悩んでいる方、家族だけで悩みを抱え込んでいる方はいませんか。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

相談先	相談支援事業所 サンワーク六郷 (美郷町野中宇下村55-2)	地域生活支援センター のぞみ (横手市上内町6-39)
対象者	身体・知的障がいのある方やその家族など	精神に障がいのある方やその家族など
相談時間	月曜日～金曜日 第1・3土曜日 午前9時～午後4時	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (事前に電話予約が必要です)
電話番号	☎0187(84)0747	☎0182(35)5781

相談先	指定相談支援事業所 後三年鴻声の里 (美郷町飯詰字東西法寺258)	地域サポートセンター 川音(かのん) (大仙市角間川町字四上町88-7)
対象者	知的障がいのある方やその家族など	
相談時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分	
電話番号	☎0187(83)2035	☎0187(65)2003

○相談方法 ・電話相談・来所相談・訪問相談

※相談先によっては事前に電話予約が必要な場合もありますのでご確認ください。

問い合わせ●美郷町総合支援協議会事務局(町福祉保健課 福祉班) ☎0187(84)4907

## 介護保険事務所からのお知らせ

### 一定の所得・資産のある方はサービス利用料金が変わります (平成27年8月～)

平成27年8月から費用負担の公平化を図る観点から、所得等に応じて利用者負担額が変更になります。

**[1]一定以上所得者は利用者負担割合が2割になります。**

介護保険は制度開始時から利用者の所得等にかかわらず費用の1割を負担することになっていましたが、8月からは、本人の合計所得が160万円以上で同一世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額が346万円以上ある方(単身世帯の場合は280万円以上)は費用の2割を負担いただきます。サービスを利用するときには、負担割合が記載された負担割合証をサービス事業所に提示してください。(負担割合証は要介護・要支援認定者全員に毎年7月下旬に介護保険事務所から送付されます。)

※64歳以下の方は所得によらず、8月以降も1割負担のままです。

**[2]高額介護サービス費の上限額が変わります。**

これまで住民税課税世帯の方は、ひと月あたりの利用者負担額の上限は世帯で37,200円でした。8月からは現役並

み所得者という区分が設けられ、この区分に該当する場合、上限額が世帯で44,400円になります。上限額が引上げになる方は、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳の方の収入が520万円以上ある方です。(単身世帯の場合は383万円以上。)

**[3]施設利用時の食費・居住費の補足給付の適用条件が変わります。**

介護老人福祉施設や介護老人保健施設、短期入所サービスを利用する住民税非課税世帯の方は、介護保険から食費と居住費について補足給付がされていました。8月からは、世帯分離により本人と同一世帯にない配偶者が住民税課税であれば、補足給付の対象ではなくなります。また、預貯金額等も判定条件に加わり、単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える預貯金額等がある場合も、補足給付の対象ではなくなります。

※補足給付を受けようとする方は、申請の際に通帳の写し等を添付してください。

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911

## 美郷町職員採用試験のお知らせ

平成28年4月以降に採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

### ■試験区分と採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般行政職 (大学卒業程度)	若干名	次のいずれかを満たす者 ①昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②平成6年4月2日以降に生まれた者で大学卒・短期大学卒・高等専門学校卒または平成28年3月卒業見込みの者
社会福祉士 (大学卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で社会福祉士資格を有するか、平成28年3月までに取得予定の者
保健師 (短大卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で保健師免許を有するか、学校の保健師専門課程等を平成28年3月31日までに卒業見込みで、かつ免許取得予定の者
幼稚園教諭・保育士 (短大卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で幼稚園教諭普通免許(二種以上)および保育士資格証明書を有するか、平成28年3月までに取得予定の者
労務職(運転手他) (高校卒業程度)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で除雪機械運転員資格(大型特殊自動車免許および車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証)を有するか、平成28年3月までに取得予定の者

### ■試験日および会場等

#### 【第1次試験】

区分	一般行政職、社会福祉士、保健師、幼稚園教諭・保育士	労務職(運転手他)
期日	9月20日(日)	
会場	ノースアジア大学 (秋田市下北手桜守沢46-1)	美郷町役場 会議室

- ・一般行政職は教養試験(大学卒業程度)を行います。
- ・社会福祉士は教養試験(大学卒業程度)と専門試験を行います。
- ・保健師、幼稚園教諭・保育士は教養試験(短大卒業程度)と専門試験を行います。
- ・労務職(運転手他)は事務補助職一般試験および労務適性検査を行います。

#### 【第2次試験】

詳細は第1次試験合格者に通知します。

### ■欠格事項

- ・日本の国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

### ■申込用紙の請求

申込用紙の請求を8月3日(月)から受け付けますので、町総務課総務班に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して140円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号)と受験を希望する試験区分を記したメモを同封のうえ、簡易書留で郵送してください。

### ■申込受付期間

8月3日(月)～8月24日(月)  
持参する場合は、役場庁舎1階総務課窓口へ平日の午前8時30分から午後5時までにお持ちください。郵送(簡易書留)の場合は、8月24日(月)までに着信したものに限り受け付けします。

申・問 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

## 農業委員会

### 農業者年金を受給している皆さんへ 現況届の提出は6月30日(火)までです

農業者年金を受給している方は、引き続き年金を受給するために「農業者年金受給権者現況届」を6月30日(火)までに提出する必要があります。現況届の用紙は5月中に農業者年金基金から受給者宛てに郵送されていますので、忘れずに提出してください。

提出先 ●町農業委員会(美郷町役場庁舎1階)  
六郷出張所(美郷町学友館)  
仙南出張所(美郷町公民館)

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913